

大口町地域防災計画 方針編

(令和3年度改訂)

大口町防災会議

大口町地域防災計画

方針編目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	大規模災害を踏まえた今後の対応	1
第4節	計画の構成	2
第5節	計画の修正	2
第6節	防災の基本理念	2
第7節	重点を置くべき事項	3
第8節	町及び防災関係機関の実施責任	5
第9節	町の状況	7
第10節	風水害等災害	8
第1項	災害の記録	8
第2項	災害の想定	8
第11節	地震災害	8
第1項	災害の記録	8
第2項	社会的条件	8
第3項	予測される地震災害	9

第2章 災害予防対策計画

第1節	防災協働社会の形成推進	11
第1項	防災協働社会の形成推進	11
第2項	自主防災会との連携	11
第3項	防災ボランティアとの連携	11
第4項	企業防災の促進	12
第5項	広域応援・受援体制の整備	12
第6項	防災訓練及び防災意識の普及・向上	13
第2節	避難行動の促進対策	14
第1項	避難情報等の情報伝達体制の整備	14
第2項	指定緊急避難場所の指定	15
第3項	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	15
第4項	避難誘導等に係る計画の策定	15
第5項	避難に関する意識啓発	15
第3節	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	16
第1項	指定避難所の指定・整備	16
第2項	要配慮者支援対策	16
第3項	帰宅困難者対策	19
第4項	物資の備蓄、調達供給体制の確保	19
第5項	救護・救援活動	20
第6項	指定緊急避難場所・指定避難所	20
第7項	自主避難所	21

第 8 項 避難路の指定	21
第 9 項 救護所の指定	22
第 4 節 風水害予防対策	22
第 1 項 河川防災対策	22
第 2 項 雨水出水対策	22
第 3 項 農地防災対策	22
第 4 項 浸水想定区域における対策	23
第 5 節 都市防災性の向上	23
第 1 項 防災施設等整備	23
第 2 項 公共施設安全確保整備	24
第 3 項 都市施設・防災拠点の整備	24
第 4 項 都市空間の活用	25
第 5 項 震災復興都市計画の決定手続き	25
第 6 節 建築物等の安全化	25
第 1 項 防災建造物整備対策	25
第 2 項 交通関係施設対策	25
第 3 項 ライフライン施設対策	26
第 4 項 建築物耐震推進計画	26
第 5 項 学校等における対策	26
第 6 項 文化財保護対策	27
第 7 項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	27
第 8 項 罷災証明書の発行体制の整備	27
第 7 節 事故・火災等予防対策	27
第 1 項 危険物保安対策	27
第 2 項 毒物劇物等化学薬品類保安対策	27
第 3 項 火災予防対策	27
第 4 項 災害廃棄物対策	28
第 8 節 防災に関する調査研究の推進	28

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動態勢	29
第 1 項 気象予警報発令時等の初動対応	29
第 2 項 地震発生時の初動対応	29
第 3 項 その他大規模災害発生時の初動対応	29
第 4 項 災害対策本部の設置・運営	29
第 5 項 職員の安否確認・非常参集	29
第 6 項 自主防災会との連携	30
第 2 節 避難行動	30
第 1 項 情報の伝達	30
第 2 項 避難情報	30
第 3 項 住民等の避難誘導等	31
第 4 項 広域避難	32
第 3 節 情報の収集・伝達・広報	32
第 1 項 被害状況等の収集・伝達	32

第2項	通信の運用	33
第3項	災害広報及び報道	33
第4項	災害相談窓口の設置	33
第4節	応援協力・派遣要請	34
第1項	ボランティアの受け入れ及び労務供用	34
第2項	広域応援要請	34
第3項	防災活動拠点の確保等	34
第4項	自衛隊の災害派遣	35
第5項	災害緊急事態	35
第5節	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	35
第1項	避難所の開設・運営	35
第2項	避難所における新型コロナウイルス等感染症対策	36
第3項	要配慮者支援対策	37
第4項	帰宅困難者対策	37
第6節	救出・救助対策	38
第1項	救出・救助活動	38
第2項	防災ヘリコプターの活用	38
第7節	医療救護・保健衛生・防疫対策	38
第1項	医療救護・保健衛生	38
第2項	防疫	38
第3項	救護所の開設	39
第8節	交通の確保・緊急輸送対策	39
第1項	防犯・地域安全活動	39
第2項	道路施設対策	39
第3項	緊急輸送手段確保	39
第4項	交通の確保	40
第9節	水防計画	40
第1項	浸水対策	40
第2項	防災営農	40
第10節	消防活動・危険性物資対策	40
第1項	消防活動	40
第2項	危険物施設対策	41
第3項	毒物劇物取扱施設対策	41
第11節	ライフライン施設の応急対策	41
第1項	電力施設対策	41
第2項	ガス施設対策	41
第3項	L P ガス（プロパンガス）施設対策	41
第4項	上水道施設対策	41
第5項	下水道施設対策	42
第6項	通信施設の応急措置	42
第7項	ライフライン施設の応急復旧	42
第12節	水・食品・生活必需品等の供給	42
第1項	飲料水の供給	43
第2項	食品の供給	43

第3項	被服・寝具・その他生活必需品の供給又は貸与	43
第4項	義援金品等の募集・受付・配分	43
第13節	遺体の搜索・処理・埋火葬	44
第14節	交通施設の応急対策	44
第1項	航空災害対策	44
第2項	道路災害対策	44
第15節	環境汚染防止及び廃棄物処理対策	44
第1項	環境汚染防止対策	44
第2項	廃棄物処理対策	44
第16節	住宅対策	45
第1項	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	45
第2項	被災住宅の調査・罹災証明書の発行	45
第3項	応急仮設住宅の設置・管理運営	45
第4項	住宅の応急修理・障害物の除去	45
第5項	町営住宅等への一時入居	46
第6項	相談体制の整備	46
第17節	学校等における対策	46
第1項	避難・臨時休校等の措置	46
第2項	教育施設の確保	46
第3項	教職員の確保	46
第4項	教科書・学用品等の給与	47
第18節	災害救助法の適用	47

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復興体制	48
第2節	公共施設災害復旧事業	48
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・激甚災害の指定	48
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	49
第5節	被災者等の再建の支援	49
第6項	商工業・農林水産業の再建の支援	49

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	計画の目的	50
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	50
第3節	防災訓練	50
第4節	防災上必要な教育及び広報に関する計画	50
第5節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	51
第1項	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	51
第2項	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	51
第3項	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	52

第6章 原子力災害対策計画

第1節 総則	54
第1項 計画の目的	54
第2項 災害の想定	54
第3項 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	54
第4項 今後の検討課題について	55
第2節 災害予防	55
第3節 災害応急対策	56
第1項 活動態勢	56
第2項 災害発生時の応急対策	57
第3項 県外の原子力発電所等における異常時対策	58
第4節 災害復旧	59

別紙 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策の意義	60
第2節 地震災害対策本部の設置等	60
第1項 地震災害対策本部等の設置及び要員収集	60
第2項 警戒宣言発令時の情報伝達・収集及び広報	60
第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	61
第4節 発災に備えた直前対策	61
第5節 町が管理又は運営する施設に関する対策計画	61
第6節 他機関に対する応援要請	61
第7節 住民のとるべき措置	61

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき大口町防災会議が大口町に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものです。

これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を図ることを目的とします。

第2節 計画の性格

大口町地域防災計画は、大口町総合計画及び愛知県尾張水害予防組合が作成する水防計画とも十分な調整を図っております。

この計画は、本町に係る防災に関し、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を包括する総合的かつ基本的な計画です。したがって、町及び防災関係機関はこの計画の遂行にあたりその有する機能を充分に発揮するため、常に機関相互で協力し、研究・訓練を重ねることにより、この計画の習熟に努めています。

また、この計画を効果的に推進するため、町は、防災に関する政策や方針決定過程をはじめとする様々な場面において女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するように努めています。

なお、この計画の国土強靭化に関する部分は、愛知県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標を踏まえるものとします。県が策定する国土強靭化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、国土強靭化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされています。

第3節 大規模災害を踏まえた今後の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震であり、東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。また、それ以降も、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの地震災害が発生しています。

これらの地震は、近い将来東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されているこの地域においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければいけません。

また、近年は平成26年8月豪雨や平成27年関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など豪雨災害が毎年のように発生しています。本町においても、平成29年7月に記録的な大雨により

<第1章 総則>

五条川が越水するなどの被害が発生しています。

大規模災害の調査報告書に基づいて、本町における災害対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていきます。

第4節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことです。そのため、この3本柱によって本計画を構成します。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧・復興計画
- 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 第6章 原子力災害対策計画
- 別紙 東海地震に関する事前対策計画

第5節 計画の修正

大口町防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを修正します。

第6節 防災の基本理念

「輝く水と緑、元気な暮らし広がる自治のまちおおぐち」をまちの将来像と定め、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念としている本町において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策となります。

近年は、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨が頻発し、また南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていく必要があります。

そのため、町では過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、町の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めています。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階がありますが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりです。

(1) 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進します。

(2) 災害応急対策段階

発災直後は、可能な限り被害規模の早期把握に努めます。また時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を配分します。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。

(3) 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ります。

なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めます。

第7節 重点を置くべき事項

本町の地域の防災対策において、時に重点を置くべき事項は次のとおりとします。

(1) 摆れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から住民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化、ブロック塀対策を促進すること。

また、上下水道、道路、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、一部区間の途絶や一部施設の破壊が広域交通ネットワーク全体の機能不全につながらないよう、代替路の確保や道路施設の整備を促進すること。

(2) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、近隣市町を含む友好関係都市等と発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、シス

<第1章 総則>

ムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努めること。

また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

(3) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握とともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。また町では、受入れ場所等を選定するなど、物資の受け入れ体制を図ること。

(4) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの定期的な更新、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングな住民等が取るべき行動を明確にすること。

(5) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

(6) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、大口町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(7) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と町は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第8節 町及び防災関係機関の実施責任

(1) 大口町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

(2) 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は、公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

(6) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施します。

(7) 住民

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての住民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有します。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展

<第1章 総則>

開する必要があります。

そのため、住民はまず災害の備えとして水、電気などライフライン等が復旧するまでの期間、家族が1週間程度は過ごせるだけの食料や飲料水の備蓄を行い、避難する際の非常持ち出し品の準備などを行うことが大切となります。

また、住民に対して家庭内備蓄を推進していきます。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」ために地域の人たちとの協力も欠かせません。そのため積極的に自主防災会の活動に参加し、平素から防災訓練をはじめ、緊急避難場所や避難路の確認、防災資機材の整備・点検、要配慮者の把握・支援方法の確認などを行うことも大切となります。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければいけません。

(8) 事業者

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（「Business Continuity Plan」以下：BCP）を策定するよう努めます。

また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めます。

なお、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、事業者は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則により、従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等に努めます。

(9) 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界があります。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウェイトを占めます。

そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、町、住民、事業者、自主防災会、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指します。

第9節 町の状況

(1) 位置・面積・町域

本町は、東経136度54分39秒、北緯35度19分47秒に位置し、愛知県の西北部に位置しています。東西3.6km、南北6.1kmであり、面積は、13.61平方kmです。

名古屋市の北25km、愛知県の北西部に位置し、北東に犬山市、南から南東に小牧市、北は扶桑町、北西から西は江南市に隣接しています。

(2) 人口

令和4年1月1日現在の人口及び世帯数は、次のとおりです。

人口 24,277人

世帯数 9,785世帯

(3) 交通

町内を通る主な道路は、次のとおりです。

一般国道：41号、155号

一般県道：小口岩倉線、小口名古屋線、若宮江南線、宮後小牧線、外坪扶桑線、斎藤羽黒線、草井羽黒線

(4) 地形及び地質

地形は、過去1万年にわたり木曽川及びその支流により形成された犬山扇状地から成り、本町はちょうど木の葉の形をして北東から南西に向かって伸びています。中央を五条川が流れしており、その五条川に沿って北東から南西にかけてゆるい傾斜をもち、北端では海拔40mの土地が、南端へいくと海拔15mとなっていて、町の中央といわれる役場付近が25mの高さとなっています。

犬山扇状地は、粗粒な砂れき層により構成されており、本町の地質は、約1万年前から現在に至るまでの間に形成された新世代第四紀の沖積層です。

(5) 気候

気候は、表日本式の温暖気候区に属しています。しかしながら、広大な濃尾平野を隔てて1,000m級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、しかもわずか120～160kmの近距離で日本海に通じており、このため寒冷期には、大陸型の気候、例えば季節風による降雪がみられます。

第10節 風水害等災害

第1項 災害の記録

災害の種類は、その発生原因により、台風、集中豪雨及び地震等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災等の人的原因により生ずるものとに大別することができます。

※愛知県に被害を与えた水害、台風、集中豪雨については、資料編を参照（S1-02 過去の主な風水害、S1-03 東海地方に影響のあった主な台風）

第2項 災害の想定

災害の想定は、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎として災害に対処します。

- ① 台風による災害
- ② 集中豪雨等異常降雨による災害
- ③ 大規模な火災
- ④ 可燃性ガスの拡散
- ⑤ 有毒ガスの拡散
- ⑥ その他特殊災害

第11節 地震災害

第1項 災害の記録

過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型地震、直下型地震）のタイプに分けることができます。

※愛知県に被害を与えた主な地震と近年全国で発生した大地震については、資料編を参照（S1-04 愛知県に被害のあった過去の主な地震、S1-05 近年発生した主な地震）

第2項 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴です。社会的災害要因として、主として次のような点が指摘されています。

- 1 住宅需要が増大し共同住宅の建設に伴って、さまざまな大規模宅地造成が進み市街地は拡大しました。これらは災害時における被災人口の増加と火災の多発、延焼区域の拡大の危険性を高めています。また、急速な高齢者や、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されています。
- 2 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間をするばかりか、二次災害の危険性も含んでいます。

3 自動車は著しく発達してきましたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられます。

4 地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家や町は自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災会の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものです。

こうしたなかで、急激な社会条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられますが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態ではありません。したがって、条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不斷に続けていくことが必要です。

第3項 予測される地震災害

(1) 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）です。それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相を分析し、最も発生の可能性の高い地震を想定する必要があるため、各々について概観します。

(2) 地震被害の予測

(ア) 海溝型地震

平成26年3月28日、大口町は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、南海トラフ地震防災対策推進地域（愛知県内全域が指定）として指定されました。

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本町に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果を整理しました。

・「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを見参考として想定し、地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの。

・「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として想定したものであり、命を守るという観点で補足的に参照するもの。

(イ) 内陸型大地震

内陸直下型地震は、現在の観測体制では予知等は困難とされており、想定地震として地震を特定することは適当ではありません。そこで、ひとつの目安として、濃尾地震が再来した場合を想定とした、愛知県東海・東南海地震等被害予測調査（平成13～14年度実施）における養老－桑名－四日市断層帯の予測より、本町に影響を及ぼす地震想定と被害予測結果を整理しました。

<第1章 総則>

大口町被害予測

被害 \ モデル	過去地震最大モデル(海溝型)	理論上最大想定モデル(海溝型)	養老一桑名一四日市断層帶(内陸型)
震 度	5 強	6 弱	5 強
全 壊 (棟)	※	10	0
半 壊 (棟)	※	※	0
火 災 (件)	※	※	0
焼失棟数 (戸)	※	※	0
死 者 (人)	※	—	0
負 傷 者 (人)	※	—	0
上 水 道 (人)	20,000	—	0
下 水 道 (人)	480	—	0
都市ガス (戸)	※	—	0
L P ガス (戸)	40	—	0
電 力 (軒)	9,300	—	0
固定電話 (回線)	3,300	—	0
携帯電話 (%)	80	—	—
帰宅困難者 (人)	4,900～5,600	—	7,500
避難者数 (人)	1,900 (最大値1週間後)	—	0

※印は、数値がごくわずかを示し、一印は調査数値がないことを示す。

○過去最大モデル及び理論上最大モデル：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より

○養老一桑名一四日市断層帶：愛知県東海・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度実施）より

ただし、海溝型地震は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉教授 平成24年8月29日 内閣府報道発表資料より）による推計結果では、本町の震度が震度6弱、一部6強を表す箇所がある。

第2章 災害予防対策計画

第1節 防災協働社会の形成推進

第1項 防災協働社会の形成推進

自然災害からの安全・安心を得るために、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければなりません。特に、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めます。

また、「新しい公」という考え方を踏まえ、県、町、住民、事業者、自主防災会、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとします。

住民及び事業者は、地区の防災力向上のため、協働して、防災訓練の実施や物資の備蓄等自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、地区防災計画の素案を町の防災会議へ提出します。また町は、住民及び事業者から提案を受け、必要があると認める場合には、大口町地域防災計画に地区防災計画を定めます。

第2項 自主防災会との連携

大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれがあることが予想されますが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災会を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要です。また、自主防災会の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たします。

このため、町は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災会の設置を推進し、その際、女性の参画の促進に努めます。また自主防災会の育成・強化を図るとともに、平時から消防団と自主防災会、NPO・ボランティア関係団体等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」といいます。）との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境等の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促します。

第3項 防災ボランティアとの連携

行政、住民、自主防災会などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要です。

災害時にボランティアがその力を十分に發揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した

<第2章 災害予防対策計画>

受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠です。

このため、大口町社会福祉協議会の協力を得ながら、町はボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させ、知識・技術の向上を図ります。また、平常時から社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備と受援体制の構築・強化を図ります。

第4項 企業防災の促進

(1) 企業の役割

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められます。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく官民一体となって災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となります。

企業は、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があることから、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めます。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要があります。また、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化など防災活動の推進にも努めます。

(2) 町の役割

町は、商工団体等と連携して企業の防災意識の向上を図り、災害時において企業の果たす役割が十分に実施されるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努めます。

第5項 広域応援・受援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合は、防災関係機関相互の連携が重要です。

町及び関係機関は、速やかに災害応急活動及び復旧活動が実施できるよう、あらかじめ、要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法などを取り決め、相互応援協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めます。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、県内県外問わず遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮します。また、民間団体等の協力を得るため、

応援協定の締結にも努めます。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意します。

町は、円滑に支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点等」といいます。）の見直しを行い、関係機関との情報の共有に努めます。また、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、関係機関と連携して物資拠点等における訓練を行い、その結果等に応じて見直しを行います。

また、県内及び近隣市町村が被害を受けた場合には、被災地後方支援として、広域応援部隊やボランティア等の活動拠点場所の提供に努めます。

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めます。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行います。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮します。また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めます。この際、町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めます。

第6項 防災訓練及び防災意識の普及・向上

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

町は、県に準じて国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民、事業所等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて様々な複合災害を想定した図上訓練、防災訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めます。防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟に努めます。

また、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施するよう努めます。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行います。

なお、防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、

<第2章 災害予防対策計画>

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

また、南海トラフ地震が連動して発生した場合、周辺の市町村からの応援が得られないことが予想されるため、町内の防災力を一層高めるような対策が必要となります。

そのため、自主防災会等の防災体制を確立するとともに、住民の防災に対する意識の向上、地域間のコミュニケーションの向上を図ります。町は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行います。さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行います。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、図書館等で住民が閲覧できるよう公開に努めます。

町は、地域と一体となり積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、出前対話などを活用して地域住民と防災についての総合的な知識の普及に努めます。また、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。

保険・共済は、被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなります。そのため、被災した場合でも一定の補償が得られるよう、制度の普及及び保険・共済への加入促進に努めます。

第2節 避難行動の促進対策

第1項 避難情報等の情報伝達体制の整備

避難情報等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準とともに避難情報等を発令します。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

また、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図ります。

避難情報等をはじめとする情報は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に災害のおそれがある場合、適時的確な避難行動を判断できるよう、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、るべき避難行動の周知を図ります。また、気象警報や避難情報等が速やかに確実に伝わるように、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、登録制メール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブル

テレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図ります。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、住民への伝達内容等についてあらかじめ検討します。

さらに、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。

第2項 指定緊急避難場所の指定

災害の種類に応じて危険の及ばない施設等がない常時開けた場所を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、住民の安全な避難先を確保します。緊急避難場所の指定後、日頃から指定緊急避難場所の周知徹底に努めます。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時に施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備します。また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定します。

第3項 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

避難情報について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成します。

マニュアルの作成にあたっては、専門的な知識を有する中部地方整備局や県、名古屋地方気象台に助言を求め、避難の判断基準や発令対象区域を設定します。

第4項 避難誘導等に係る計画の策定

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成します。

避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を明示し、また、住民や自主防災会等の協力を得て、地域の地形に応じた緊急避難場所を指定するなど避難方法を具体的に示します。

浸水想定区域については、洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所や必要な警戒体制について定めます。

第5項 避難に関する意識啓発

住民が的確な避難行動をとることができるようとするため、指定緊急避難場所や指定避難所の周辺に、案内標識等を設置し、平素から周知を図ります。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の震度、浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図ります。防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、避難に対する理解の促進を図ります。

第3節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1項 指定避難所の指定・整備

町は、指定避難所として指定し、建物自体の耐震性・安全性を確保するとともに、備蓄場所の確保や通信設備の整備等の避難所として備えるべき設備の整備に努めます。

指定にあたっては、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校等の身近な公共施設等を指定します。これに加えて、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともにバリアフリー化を進めます。指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にします。

整備にあたっては、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難も考慮します。県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考としたマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できる体制を整えます。また、避難所でのペット同行避難者の受入体制を整えます。

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液等の備蓄に努めます。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めます。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合は、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めます。さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めます。

また運営にあたっては、避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も検討に置いた体制を検討します。

町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、地域の学共施設や集会施設の活用等を含めて検討するよう努めます。

第2項 要配慮者支援対策

災害発生時には、災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」といいます。）への特別な配慮、支援が重要です。本町においては、高齢者、障がい者、妊産婦等を要配慮者と定義し、これらの要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」といいます。）は、避難計画の策定や訓練など、災害から要配慮者を守る為の安全対策の一層の充実を図るものとします。

また、町及び施設管理者は「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努めます。

（1）施設等管理者に対する支援

本計画に、その名称及び所在地を定められた施設管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施する必要があります。

そのため、町は、地域防災計画に定められた施設等管理者に対して、水害の危険性を説明するなど、防災知識の普及に努め、避難確保計画の作成及び避難訓練実施の重要性の認識を高めます。

また、施設等管理者が避難確保計画の作成及び避難訓練実施時には、県と連携して支援します。

（2）避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」といいます。）に対する避難支援の全体的な考え方を整理します。

また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、別途定めます。

さらに、名簿に登載する避難行動要支援者の同意を得られた場合は、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めます。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めます。

また、安全が確認された後、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所等から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるように努めます。

【避難行動要支援者名簿の整備等】

ア 要配慮者の把握

災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握します。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織の協力を得て、必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成します。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとします。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要配慮者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現

<第2章 災害予防対策計画>

等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、適切な状態に保つものとします。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿のうち、本人の同意を得られた者について、次に定める避難支援等関係者に事前に提供し、関係者間で共有します。同意方法は、書面により行い本人が同意していることが判断できるものとします。

避難支援関係者

消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター

行政区、自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員

オ 要配慮者への説明・意思確認

要配慮者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、登録制度の推進を行います。

カ 名簿情報の管理

提供された名簿情報は、施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、適切に取り扱われるよう指導するものとします。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障がないよう、名簿情報を適切に管理します。

【個別避難計画の作成等】

ア 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めます。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めます。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めます。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障がないよう、情報の適切な管理に努めます。

また町は、当該町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行います。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分

担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

(3) 外国人等に対する対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所や指定避難所の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進します。

第3項 帰宅困難者対策

災害により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があります。町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努めるとともに、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように必要物資の備蓄等を促します。

旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者に対しては、一時的に滞在する場所として、公共施設や民間施設の確保に努めます。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、関係機関との連携を強化し、支援体制の構築を図ります。

第4項 物資の備蓄、調達供給体制の確保

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。

また、災害により、飲料水、食品、生活必需品等の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、物資の性格に応じて集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物資の確保に努め、避難生活で特に重要な仮設トイレについても備蓄に努めます。

災害発生時には、ライフラインの途絶等が予想されるため、住民に対しては、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するように呼びかけます。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかけます。

<第2章 災害予防対策計画>

また、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。

第5項 救護・救援活動

地震による被害が発生した場合に備え、被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するために、応急医療体制の整備、救助、救急体制の整備を図ります。

また、救急救助、緊急搬送、救急医療体制については、多数の負傷者の発生により医療機能の低下が予想されます。したがって、自主防災会等が中心となった応急手当が重要となるため、応急手当、搬送等の訓練を行うよう努めます。

負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めます。

第6項 指定緊急避難場所・指定避難所

災害の種類に応じて危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、住民の安全な避難先を確保します。なお、災害の想定等によっては、近隣市町の協力を得て、必要に応じて指定緊急避難場所を町外に設けるものとします。

指定緊急避難場所	災害の種類に応じて危険の及ばない施設等がない常時開けた場所で、災害発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため住民が一時滞在する場所
指定避難所	災害の危険性があり、もしくは災害が発生した後、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための施設。
拠点避難所	大勢が滞在することができる施設で、資機材等は町が整備する。 学校が再開する目途がついても、長期にわたり避難生活を余儀なくされた方を集約する施設。
一般避難所	各小中学校等の公共施設で開設する施設で、資機材等は町が整備する。
地域避難所	地域拠点施設等で各地域（自主防災会等）が開設、運営する施設で、資機材等は町の支援の下、各地域で整備する。
福祉避難所	一般避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者、妊娠婦等の要配慮者等に配慮した施設。町施設の他、協定を結んだ社会福祉施設等も活用する。

大口町指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所		中央公民館 大口中学校 大口北小学校 さつきヶ丘防災センター オークマグラウンド（総合運動場） わかしゃち国体記念運動公園（上小ログラウンド） 河北グラウンド 多世代が集う憩いの広場	健康文化センター 大口南小学校 大口西小学校 大口北防災センター 秋田グラウンド
指定避難所		中央公民館	
一般避難所		健康文化センター（兼福祉避難所） 大口中学校 大口北小学校 町民会館	
地域避難所		さつきヶ丘防災センター（地区緊急避難施設） 大口北防災センター（地区緊急避難施設）	
福祉避難所		健康文化センター [民間施設] 特別養護老人ホーム御桜乃里 社会福祉法人軽費老人ホーム一期一会荘 社会福祉法人おおぐち福祉会（ハートフル大口） 介護老人保健施設さくら荘	

第7項 自主避難所

台風の接近や長時間降り続く雨で、暴風や洪水などによる災害が発生するおそれがあるとき、事前に避難を希望する人を対象に、一時的に各地域に整備されている学習等共同利用施設等を自主避難所として開設します。

自主避難所の開設は、各地域で判断するものとし、施設の開錠は各地域の自主防災組織が行うものとします。

第8項 避難路の指定

指定緊急避難場所や指定避難所までの避難路は、道路幅員や沿道建物等の基準に配慮して指定し、日頃から住民への周知徹底に努めます。避難路として指定する道路(S2-14 地震発生時に通行を確保すべき道路 参照)が次の基準に満たない場合は、必要な整備を実施します。

- ア 避難路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする
- エ 浸水等の危険のない道路であること
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- カ 停電時にも明かりを確保する機能を有すること
- キ 基本、歩車道の分離を行うものとする（ただし、やむを得ない場合は、区画線（路面標示）等により安全確保に努めるものとする）

第9項 救護所の指定

町は、被災現場の医療救護活動の拠点として、健康文化センター内の一室を救護所に指定します。救護所では、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する処理、重症者及び中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急措置等を行います。応急措置等の実施のため、救護所設置予定施設には、医療機器、医薬品（創傷、熱傷、骨折、蘇生、分娩の各セット）等やその他設備（ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品、必要に応じ四方幕付テント）等の備蓄に努めます。

第4節 風水害予防対策

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進します。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めます。

第1項 河川防災対策

洪水による災害を防止するため、町内で洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握し、水災の危険住民に周知するとともに、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と、水系一貫した河川改修を推進するとともに、新川流域における浸水被害対策の推進を図ります。

また、水防法第15条の9に基づく「木曽川上流水防災協議会」及び同法次条に基づく「庄内川・木曽川圏域水防災協議会」の両協議会で策定した取組方針に従い、関係機関等と連携して、円滑な避難水防活動、減災対策等に一体的に取り組みます。

加えて、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働して、ハード・ソフトの両面から推進する「流域治水」に取り組みます。

第2項 雨水出水対策

市街地の浸水被害軽減を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進します。

水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した施設等について、想定し得る最大規模の降雨により雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表します。

第3項 農地防災対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、湛水防除事業、用排水施設整備事業等を推進します。

第4項 浸水想定区域における対策

中部地方整備局及び県が指定・公表する、浸水想定区域の情報をもとに、洪水ハザードマップ（防災マップ）を作成します。

町内で浸水想定区域に指定されている区域については、その区域毎に気象予警報等の伝達方法などを定め、避難体制の充実強化を図ります。

また、住民へ周知させるため、洪水予報等の伝達方法や緊急避難場所、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模事業所等の名称及び所在地等を記載した防災マップ等を適宜に見直し、公開します。河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として防災マップに明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促します。また、ハザードマップ等の配布又は回覧をする際には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、次のような避難に関する情報の意味の理解促進に努めます。

- ・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと
- ・避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
- ・警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと

浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等（施設等管理者）は、施設利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成するとともに、自衛水防組織を設置し、町長へ報告します。また、定期的に避難訓練を実施します。

町長は、浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等が避難確保計画を作成しない場合、当該施設利用者等の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、避難確保計画の作成を要配慮者利用施設の管理者等に指示します。

【浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の選定基準】

- ・「木曽川水系洪水浸水区域図(想定最大規模)」において、想定浸水深0.5m以上の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設
- ※想定浸水深0.5m未満の区域については、床上浸水以上の浸水が想定されず、屋外避難の必要性が低いため対象外とする。

第5節 都市防災性の向上

第1項 防災施設等整備

災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するために、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、通信体制の整備を事前に行います。通信体制の整備にあたっては、災害情報を一元的に把握し、共有できるものとすることで、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。

<第2章 災害予防対策計画>

さらに、町の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、県が運用する防災支援システムを活用します。

加えて、災害発生時の業務継続性の確保を図るため、業務継続計画を適宜更新するとともに、応急活動のためのマニュアルを策定し、職員への周知、定期的な訓練による手順等の徹底を図ります。また、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画部署と男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と連携し、明確化します。

また、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者への研修の実施等の人材育成を行い、高度な知識・技能の修得を図ります。緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災時の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備を進めます。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定を締結した建設業団体等と協力体制の維持に努めます。

第2項 公共施設安全確保整備

道路、河川、上下水道、電力、ガス、電信電話等各種公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上、欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っています。

これらの公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分予想されます。

したがって、これら公共施設について、震災後、1日も早く機能回復を図ることはもちろんですが、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効です。

このため、各施設に耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じます。

第3項 都市施設・防災拠点の整備

都市計画マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備を促進します。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

災害対策本部が設置される町役場や、指定緊急避難場所及び指定避難所など、防災活動の拠点となる施設について、災害発生時に被害状況の把握及び応急復旧を迅速に行うため、あらかじめ体制・資機材を整え、整備を促進します。

第4項 都市空間の活用

本町においては人口の増加に伴い、自動車の激増等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害を被るおそれがあります。

阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であつたほか、指定緊急避難場所や指定避難所のほかに、身近な公園などのスペースが住民の一時滞在する場所として、又救急活動拠点やヘリポート等の復旧、復興活動拠点として大きな役割を果たしました。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整します。

第5項 震災復興都市計画の決定手続き

町は地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めます。

第6節 建築物等の安全化

第1項 防災建造物整備対策

公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化及び防水対策を図り、安全な都市環境の実現に努めます。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進します。

第2項 交通関係施設対策

災害時に必要な避難・救助、消防活動および物資の供給、諸施設の普及等の広範な応急対策活動を実施するための道路は、緊急輸送道路として指定されています。町内には、県指定の第1次緊急輸送道路である国道41号、国道155号、第2次緊急輸送道路である一般県道宮後小牧線、一般県道若宮江南線が通っています。また、第1次・第2次緊急輸送道路と災害対策本部が設置される大口町役場まで結ぶ道路を、平常時より機能の強化に努めます。(S2-14 地震発生時に通行を確保すべき道路 参照)なお、これらの道路のうち国道41号は、平常時、災害時間わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網である「重要物流道路(代替・補完路を含む。)」として国に指定されています。

また、緊急輸送道路に指定されていない道路についても、災害時に交通のネットとなるおそれの大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進します。

第3項 ライフライン施設対策

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めます。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進します。

また、発災後に施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう事業者等との協定締結などに努めます。

第4項 建築物耐震推進計画

建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されています。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に関わり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けました。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要があります。そのため、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物については、耐震性の強化を図ります。

また、多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物に耐震診断、改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努め、指定避難所等の防災上重要な建築物のうち、既存耐震不適格建築物や、救助の観点から必要な道路が、地震で建築物が倒壊することにより閉塞されるのを防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定した時は、その沿道に所在し、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとします。さらに、ブロック塀等の附属物の耐震対策を推進することで、耐震性向上を図ります。

第5項 学校等における対策

幼児・児童・生徒及び職員の生命、身体の安全を図るため、防災教育の実施、防災訓練の実施や防災思想の普及等を図ります。

災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施します。他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進します。

また、学校、その他の教育機関の土地・建物、その他の工作物及び設備を災害から防護するための耐震・耐火性能の保持や予防措置等を講じます。

第6項 文化財保護対策

文化財保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図ります。

また、地震災害発生時には、建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想されます。そこで、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図るため所有者と連携のうえ適切な措置を講じます。

第7項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町は、県による「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備します。

また、町は、地震防災対策を推進するため、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施します。

第8項 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。また、効率的に罹災証明書を交付するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。

第7節 事故・火災等予防対策

第1項 危険物保安対策

危険物施設による火災や危険物の流出等が発生した場合は、周辺地域に多大の被害が生じるおそれがあります。

このため、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、保安意識の高揚、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、さらには事業所における自主管理体制の強化についても指導します。

第2項 毒物劇物等化学薬品類保安対策

毒物劇物等化学薬品類による災害の発生及び拡大を防止するため、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、立入検査の強化を図るとともに、事業所に自主管理体制の確立、必要資機材の備蓄について指導します。

第3項 火災予防対策

建築物の過密、高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想されます。

このため、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めます。

第4項 災害廃棄物対策

町は、災害廃棄物が円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定します。また、中部地方環境事務所、県環境部とともに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めます。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の廃棄物担当部署、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びN P O・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応します。

第8節 防災に関する調査研究の推進

(1) 風水害等災害

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するため、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域に応じた総合的かつ一体研究体制を確立し、その効率的推進を図ります。

(2) 地震災害

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴ですが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や宅地開発、さらにはライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険度は著しく増大しているのが現状です。

こうした地震災害に対しては、被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要です。

そのため、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていきます。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動態勢

第1項 気象予警報発令時等の初動対応

大雨警報や暴風警報発令時等においては、警戒体制をとり、情報の収集・伝達を最優先に行います。

さらに、台風の接近やゲリラ豪雨、また災害発生の恐れがある場合においては、部長において、事前準備、配備体制の移行や避難所の開設、災害対策本部の設置を確認し、状況に応じた体制がとれるよう進めます。

第2項 地震発生時の初動対応

地震の発生または東海地震関連情報が発表された場合は、地震の規模に応じた体制を確保します。

また、勤務時間内に地震が発生した場合、職員は自分の安全を守るとともに、来庁者の安全確保を最優先で行います。その後、庁舎自体の被害状況及びライフラインを確認し、必要に応じて応急措置を行います。

第3項 その他大規模災害発生時の初動対応

風水害・地震以外の大規模災害が発生した場合は、災害の種類や程度に応じた体制を確保します。

第4項 災害対策本部の設置・運営

災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立します。

なお、要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行います。

第5項 職員の安否確認・非常参集

勤務時間外、祝祭休日等において大規模地震が発生した場合は、職員の安否状況・参集状況の確認を最優先で行います。

また、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがあることを知った場合は、動員命令を待つことなく自己判断により役場に参集し、所要の配備につきます。災害発生時の参集途上において、火災・事故等に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、可能な限り適切な措置をとります。

第6項 自主防災会との連携

大規模災害が発生した場合や警戒宣言が発せられた場合など、応急対策を行う際には、各自主防災会の会長（不在の場合は副会長）と連絡を密にし、被害の拡大防止を図るものとする。

各自主防災会は、大規模災害が発生した場合や警戒宣言が発せられた場合などにおいては、速やかに自主防災会の活動態勢を確立させます。自主防災会の活動態勢は、自主防災会計画に定めるところの班体制を基準とし、被害状況に応じ生命を守ることを第一にしながら、臨機応変の態勢をとります。また、自主的に救急救助・情報収集等の活動を開始し、被害状況等を災害対策本部に報告します。

第2節 避難行動

第1項 情報の伝達

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民へ伝達します。

そのため町は、庁内の体制及び関係機関との連携体制を整備します。特に、休日・夜間や通常伝達系統の障害が発生した場合にも備えます。

第2項 避難情報

災害により危険が急迫し、住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次責務者である町長を中心として相互に連携をとり、危険地域の住民に対し、速やかに避難のための立退きを指示します。

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとします。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能です。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕緊急安全確保に相当）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意します。

避難情報の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意し、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに、伝達文の内容等を工夫し、住民への積極的な避難行動の喚起に努めます。

[警戒レベル5] 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>〔警戒レベル4〕 避難指示</p>	<p>気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示。</p>
<p>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難</p>	<p>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかけ。</p> <p>また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令。</p>

これらの指示の伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、登録制メール、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、広報車の巡回放送、警鐘、または自主防災会等を通じた電話連絡や戸別伝達によるものとします。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民が情報を入手できるように努めます。

なお、避難情報の対象地域、判断時期等について必要があると認めるときは、知事等に対して助言を求めます。

また、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」による水位情報等について、河川管理者（建設事務所長）から町長へ直接電話連絡により、避難情報に資する情報提供を受けます。

災害の状況により、被災した住民の、町又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他市町村への受け入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求します。

第3項 住民等の避難誘導等

町職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう緊急避難場所や避難所に誘導し、生命及び身体の安全の確保に努めます。誘導に当たっては、緊急避難場所や避難経路、災害危険箇所等の所在、災害の概要などの情報提供に努めるとともに、できる限り自主防災会ごとの集団避難を行うものとし、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児等の避難を優先して行います。また、指定緊急避難場所・避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れます。

避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、避難支援関係者や地域住民と連携して行います。

<第3章 災害応急対策計画>

避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行います。

事前に作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を活用して安否確認を行うとともに、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行います。また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めます。

避難が完了した後は、地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報をについて緊急避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難所への移送を行います。

第4項 広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の町に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の町への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求します。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の町に直接協議します。

第3節 情報の収集・伝達・広報

第1項 被害状況等の収集・伝達

町は、救援活動に重点を置き、相互の密接な連携のもとに、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災等の発生状況等の情報を収集・伝達活動を行います。特に災害発生直後には、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等の正確な情報収集に努め、早期の災害規模の把握に努めます。なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行います。ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等にあたる職員等の安全を最優先とします。

収集した災害の状況及び応急対策活動情報は、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。この場合、被害の発生地域、避難情報等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを効果的に活用し、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努めます。

また、収集した情報は、被災者等への確かつ分かりやすく速やかに公表・伝達し、住民等からの問い合わせには相談窓口の設置等に対応します。

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。また、行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて国を通じて大使館等）に連絡します。

第2項 通信の運用

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めます。

東海地震のような海溝型地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸型地震による大規模災害時においては、通信回路の輻輳や混信が予測されるため、重要通信の疎通を確保するとともに効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行います。

第3項 災害広報及び報道

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、災害地や隣接地域の住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報します。

広報活動の実施にあたっては、災害情報共有システム（ニアラート）を活用して、特に避難情報等を迅速かつ的確に発信する他、臨時広報紙の発行、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディア等あらゆる媒体を有効に活用します。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行います。

また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めます。

第4項 災害相談窓口の設置

必要に応じて、災害の情報提供・相談の窓口となる災害相談窓口を設置し、住民に対する情報提供や相談に応じます。

第4節 応援協力・派遣要請

第1項 ボランティアの受入れ及び労務供用

大規模な災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想されます。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるようにボランティアと相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠です。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めます。

町は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行います。

第2項 広域応援要請

大規模な災害が発生した場合、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障を来たすため、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施します。

被災市町村に職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底します。

第3項 防災活動拠点の確保等

大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結・集積に必要となる活動拠点については、関係機関との調整の上、確保を図るものとします。

当該拠点は、町または県が応援活動を行う場合の活動拠点としても活用を図ります。

物資の輸送拠点については、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

第4項 自衛隊の災害派遣

町内に関わる災害の防除及び被災者の救援等について、町の体制では十分に対処することができないとき、災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対して自衛隊の派遣を要請します。

陸上自衛隊第10師団は、愛知県内に災害が発生した場合は、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事の要請を受け又は特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊を派遣して、人命救助活動等を実施します。

第5項 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、町をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応します。

第5節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1項 避難所の開設・運営

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための施設として避難所を開設します。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認します。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討します。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告します。避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます。

また、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町職員等を配置し、県や町の作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難者、自主防災会、地域住民、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の協力を得て、避難所の運営に当たります。避難所運営においては女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。

また、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対しては、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じます。必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者への周知・徹底を図るとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れます。

<第3章 災害応急対策計画>

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じます。

第2項 避難所における新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となっています。避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止対策を徹底していくため、避難所運営においては次の点に留意します。

(1) 避難者の健康状態の確認

避難所に事前受付を設けて検温・健康状態をチェックし、発熱、咳などの兆候・症状の有無や濃厚接触者かどうかについて把握します。症状がある者や濃厚接触者などは専用スペースへ案内します。

また、避難生活開始後も、定期的に健康状態の確認を行います。

(2) 手洗い等の適切な感染防止対策の徹底

避難所すべてのスタッフと避難者が適切な感染防止対策を行うことで、感染症伝播を減らすことができることから、石鹼と流水による手洗いを徹底するとともに、手指消毒液を使用します。

また、避難所内でのマスク着用などの咳エチケットも徹底し、人ととの間隔は2m（最低1m）空けることを意識するよう周知します。

(3) 避難所の衛生環境の確保

避難所の衛生環境を保つため、定期的に目に見える汚れがあるときは洗剤や消毒液を用いて清掃を行います。居住スペースは、避難者各自が定時に掃除するよう生活ルールを定めるとともに、共用スペースや避難所周辺エリアは交代制で定期的に清掃します。

清掃・消毒、ごみ処理、洗濯などを実施する際は、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋などを状況に応じて適切に着用します。

(4) 十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるようにします。

換気は、基本的に常時、天候等により困難な場合は時間を定めて、こまめに実施します。

避難所内のスペースは、一家族が一区画を使用し家族間の距離を1m以上空けられるよう、人数に応じて区画の広さを調整します。

(5) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者は専用スペースを設け、可能な限り個室にするとともに、専用トイレを確保します。同じ兆候・症状のある者を同室にすることは望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫します。また、専用のスペースやトイレは一般の避難者とは空間（ゾーン）、通路（動線）を区分します。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある方それぞれの人権に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を避難所及び運営スタッフに周知徹底します。

第3項 要配慮者支援対策

避難所等においては、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供します。

外国人に対しては、各種ボランティア団体との連携等により、災害情報や支援状況の提供を行うとともに、必要とされている支援ニーズを収集します。

障がい者には、災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行います。

また、町は必要と認める場合は、県に対してD C A T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請します。

第4項 帰宅困難者対策

大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図るとともに、必要に応じて一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行います。

また、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努めます。

さらに、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努めるとともに、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図ります。

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童・生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていきます。

事業者や学校などは、発生時にはそれぞれの責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点を留意して、順次帰宅などの対策を行います。

第6節 救出・救助対策

第1項 救出・救助活動

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送します。

また、救出・救助にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等要配慮者を優先します。

第2項 防災ヘリコプターの活用

県が所有している防災航空隊の防災ヘリコプターを活用して、発生直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行います。

第7節 医療救護・保健衛生・防疫対策

第1項 医療救護・保健衛生

災害時には、医療施設自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められます。

このため、災害により医療、助産機能が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするため、その方法について定めます。

また、震災時の大規模災害については、より広く他の医療機関の協力を得なければ対応は不可能であるため、尾北医師会を始め病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、町内の避難所等における医療ニーズの把握等に努めます。

町は、保健医療調整会議に参画して、町内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請します。

なお、町における医療機関等の協定状況は次のとおりです。

災害時の医療救護に関する協定書（尾北医師会）

災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）

災害時の歯科医療救護に関する協定書（尾北歯科医師会）

また、町は保健活動により心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請します。

第2項 防疫

災害時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとします。

激甚な被害が生じ、町内のみでの対応が困難となった場合は、他市町村及び県の協力を得て、防疫措置を強力に実施します。

第3項 救護所の開設

災害の状況に応じて、被災現場の医療救護活動の拠点として、救護所を開設します。救護所では、協定を締結した医療機関等から参集した医師、歯科医師、看護師、薬剤師により医療救護班を編成し、医療救護にあたります。

町は、医療救護班の活動を補佐するとともに、関係各所との連絡・調整等を行います。

第8節 交通の確保・緊急輸送対策

第1項 防犯・地域安全活動

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動搖等により不測の事態の発生が予想されるため、警察が実施する災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動に積極的に協力します。

第2項 道路施設対策

災害発生時には、避難路及び緊急輸送道路、重要物流道路（代替路及び補完路を含む）に指定されている路線の被害状況を優先的に調査し、緊急避難場所や避難所等への避難や防災拠点への物資の輸送等の活動が効率よく活動できるよう、道路、橋梁等の応急復旧計画を策定し、障害物の除去、立ち往生車両の撤去などを行い、交通を確保します。また、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求します。

なお、緊急輸送道路等指定路線において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動の命令を行い、運転手がいない場合には車両の移動等を行います。

第3項 緊急輸送手段確保

災害発生時には、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、町所有の車両では不足する際には運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとします。なお、この場合の緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲は、次のとおりです。

- ①応急（復旧）対策作業に従事する者
- ②医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- ③食料、飲料水、その他生活必需品
- ④医薬品、衛生機材等
- ⑤応急（復旧）対策用資材及び機材
- ⑥その他必要な人員及び物資、機材

第4項 交通の確保

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要となります。このため、交通規制の実施に当たっては、避難路及び緊急輸送道路等の迅速な確保のほか、各道路管理者間で十分調整するとともに、交通規制を担当する県警察とも密接な連絡を保つなど、各関係機関と協力し、交通の円滑を期するよう次のような交通規制を実施します。

- ①被災状況により地域を指定し、車両の通行を極力抑制
- ②被災地域への一般車両の流入禁止
- ③通行の禁止、危険箇所の表示、迂回指示等危険防止及び混雑緩和のための措置の実施

第9節 水防計画

第1項 浸水対策

洪水、雨水出水による水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう水防活動を実施します。

また、堤防の崩壊、き裂、水門、樋門等の破損による浸水のおそれがある場合、又は浸水による水災に対しては、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努めます。

なお、浸水対策については、愛知県尾張水害予防組合の水防計画に準じて行うものとします。

第2項 防災営農

災害時においては、農地及び農業施設に対する応急措置を実施し被害の拡大防止に努めるほか、農業協同組合等農業団体と協力し、農作物に対する応急措置や病害虫の防除等を実施します。

第10節 消防活動・危険性物資対策

第1項 消防活動

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されます。そのため、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連絡を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、住民の生命、身体及び財産を保護します。

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、丹羽広域事務組合消防本部は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うとともに、全国的な消防応援体制の充実を図ります。

第2項 危険物施設対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、住民に多大な危害を加える恐れがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置をとるよう、施設の所有者・管理者・占有者に対して指示します。

第3項 毒物劇物取扱施設対策

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するため、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、町がそれらの情報等を提供し早急に避難誘導を行います。

第11節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においてもその供給は緊急性を要するため、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定めます。

第1項 電力施設対策

電気事業者は、災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施します。

第2項 ガス施設対策

ガス事業者は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への都市ガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域外へは可能な限りガスの供給を継続します。

第3項 LPガス（プロパンガス）施設対策

ガス事業者は、緊急応急措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じます。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じます。

第4項 上水道施設対策

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要があります。

丹羽広域事務組合水道部は、断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を

<第3章 災害応急対策計画>

与えるため、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努めます。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧作業を実施します。

また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるよう支援体制を確立しておくものとします。

第5項 下水道施設対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案し、速やかに巡回を行い、損傷その他の異常の把握に努めます。下水管渠、ポンプ場等の被害に対しては、機能回復を図るための応急措置を講じます。

第6項 通信施設の応急措置

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急普及を行います。

町は、無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、円滑な情報の受伝達を行います。

放送事業者は、放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは他の送信系統を利用し、また中継回線が途絶したときは必要機器を仮設し、無線及び中継回線等を利用して放送の継続に努めます。

第7項 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係省庁、県、ライフライン事業者等と、必要に応じて現地作業調整会議を開催します。現地作業調整会議では、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行います。

また、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施します。

第12節 水・食品・生活必需品等の供給

特に地震災害においては、多数の住民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等切迫した状況にあって、恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な結果を招くことも予想されます。したがって、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心の安定のため迅速かつ適切な広報活動を行い、社会的秩序の保全を図ることが必要となります。

救援の具体策としては、被災住民に対し、最低限必要な衣、食、住を供給します。

また、南海トラフ地震が発生した場合、被害が広域にわたり救急・救助などの要員、飲料水、食料、毛布、防災活動のための資機材などの物資が不足する可能

性があり、その配分計画、調整、輸送に相当の時間を要することが予想されます。そのため、不足する物資に対し、通常の陸上ルートのほか、県防災ヘリコプターの要請等、あらゆる輸送ルートを想定します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意します。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮します。

生活必需品は、備蓄物資、町自ら調達した物資、応援要請により、県、地方公共団体、国等によって調達された物資等から、状況に応じて被災者に供給します。

第1項 飲料水の供給

災害により断水が生じるなどし、飲料水や生活用水の確保が困難な者に対して、丹羽広域事務組合水道部に応援を要請し、応急給水を行います。

町単独では飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町や県へ飲料水の供給の実施またはこれに要する要員及び給水資機材について、応援を要請します。

第2項 食品の供給

災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するために、炊き出し、その他による食品の供給を実施します。

町の備蓄物資や調達した食品では、被災者への食品の供給が困難な場合は、他市町村や県へ応援を要求します。

また町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努めます。

第3項 被服・寝具・その他生活必需品の供給又は貸与

災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して供給又は貸与します。

町の備蓄物資では、被災者への被服・寝具・その他生活必需品の供給が困難な場合は、他市町村や県へ応援を要請します。

第4項 義援金品等の募集・受付・配分

各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、受付、配分等を実施します。暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めます。

第13節 遺体の搜索・処理・埋火葬

災害により周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、搜索収容し、処理、埋火葬を実施します。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行います。

第14節 交通施設の応急対策

第1項 航空災害対策

航空機の墜落炎上等による災害時は、地域住民等を守るため、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大の防御及び被害の軽減を図ります。

第2項 道路災害対策

大規模道路災害時は、地域住民等を守るため、早期に初動体制を確立し、警察等との緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大の防御及び被害の軽減を図ります。

第15節 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第1項 環境汚染防止対策

大地震発生時には工場や事業所の損壊等に伴い、有害物質が漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生し、また、倒壊家屋等の解体に伴い、粉塵の飛散等による環境汚染が発生することが予想されます。

県と協力して被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査等を迅速に実施します。

第2項 廃棄物処理対策

大地震発生時には家屋の倒壊や地割れ等により、ごみ関係では災害廃棄物が大量に発生し、し尿関係では便所等の使用が不可能となり、また、ごみ処理施設やし尿処理施設の損壊により、し尿の処理が停滞し、さらには、産業廃棄物関係では、処理施設（最終処分場等）の損壊により適正な処理が停滞し、かつ、生活環境の保全上重大な影響を及ぼす事態が発生することが予想されます。

関係機関と協力して被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施します。

第16節 住宅対策

第1項 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また、被災した宅地の安全性はどうなのか、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難です。

そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図ります。

判定活動の実施にあたっては、町が判定士の協力を得ながら、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確にします。

第2項 被災住宅の調査・罹災証明書の発行

災害により住宅に被害が生じた場合、罹災証明の発行、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の撤去及び被災者生活再建支援金給付等に必要な被災住宅の調査を実施します。

被害住宅の調査が完了し、被害状況が判明したときには、被災者からの申請に応じて現地を確認した上で、罹災証明書を発行します。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

第3項 応急仮設住宅の設置・管理運営

災害により住宅が全壊（全焼、流出、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により、相当数の住民が住宅に困窮し、建物の修理を要する家屋もかなりの数に達することが予想されます。

このため、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、必要な場合は、応急仮設住宅の設置を県に要請し、住生活の安定に努めます。

また、民間賃貸住宅等の空き家、空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等を積極的に活用して、応急仮設住宅を確保します。

第4項 住宅の応急修理・障害物の除去

災害により住宅が半壊又は半焼し、居住者が現実的に当面の日常生活を営むことができない状態にある住宅については、居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修し、住生活の安定に努めます。

町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請

<第3章 災害応急対策計画>

求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行います。

また、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石・材木等の障害物の除去を行います。

町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行います。

第5項 町営住宅等への一時入居

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして町営住宅等の空家を提供します。

第6項 相談体制の整備

町は、相談窓口を設置し、被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援します。また、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅の入居等についての相談に対応します。

第17節 学校等における対策

第1項 避難・臨時休校等の措置

学校等において災害が発生し、又はその恐れがある場合には事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難します。

また、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合には、臨時休業など迅速かつ適切な措置をとります。

第2項 教育施設の確保

町の教育委員会は、教育施設の被災もしくは校舎・体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業が長期間にわたって中断することを避けるため、校舎等の応急修理、中央公民館や近隣の学校校舎の借用等により教育施設を確保します。

第3項 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障が生じるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、または必要な教職員を臨時採用する等により、必要教職員の確保の万全を図ります。

第4項 教科書・学用品等の給与

災害により、教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒に対しては教科書・学用品等を給与します。

第18節 災害救助法の適用

災害救助法は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるときに、知事が適用します。

なお、同法に基づく救助の実施については、県及び関係市町村と緊密な連絡のもとに行います。県より災害救助適用の通知後は、補助機関として迅速、的確なる措置をとります。

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市（名古屋市）が救助の実施機関となりますが、県が実施機関となる当該事務については、町の長への委任を想定しているため、町が実施します。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復興体制

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域について、復興計画を策定します。また、必要に応じて国や地方公共団体から職員派遣を受けることで復興計画を着実に実施し、円滑かつ迅速な復興を図ります。

第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行します。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図ります。

なお、重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができます。

暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、関係機関等と連携し、暴力団排除活動に努めます。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・激甚災害の指定

災害復旧事業は、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、または補助して行われるほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて援助されます。

そのため大規模な災害が発生した場合は、激甚災害の指定が早期に受けられるよう、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力します。

重要物流道路に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、必要に応じて国に代行を要請します。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金等は、次のとおりです。

- ①農林漁業災害資金
- ②中小企業復興資金
- ③住宅復興資金
- ④災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害救護資金の貸付け
- ⑤被災者生活再建支援金
- ⑥生活福祉資金

第5節 被災者等の再建の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の至急やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があります。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進します。また、必要に応じて災害公営住宅を整備します。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時的に果たすことのできない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険庁の減免等を実施します。

第6節 商工業・農林水産業の再建の支援

町は、被災した中小企業、農林水産業従事者に対し、融資や助成等の支援制度の情報について広報するとともに、必要に応じて相談窓口を設置し、早期の事業再開を支援します。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は、地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっております。

これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいますが、本町の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を定めるものとします。

※南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成26年3月28日に指定されました。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとします。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備します。

第3節 防災訓練

職員及び防災関係機関、各種団体の協力のもとに大規模な地震災害に備えて防災訓練を実施します。訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めます。

第4節 防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育、広報します。

第5節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

町は、気象予警報発令時や地震発生時の伝達系統・体制に従い、情報収集・連絡体制を整備します。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

（1）情報収集・連絡体制の整備

町は、気象予警報発令時や地震発生時の伝達系統・体制に従い、情報収集・連絡体制を整備します。

（2）後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保します。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保します。

（3）住民等への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等に密接に関係がある事項について周知します。また、国からの指示に基づき住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

（4）避難対策等

住民等の避難行動等

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報により事前の避難を促します。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本としますが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行います。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要です。

(5) 消防機関等の活動

町は県の支援を受けながら、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めます。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域における住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保します。

- ア 所管区域内の監視及び警戒
- イ 水門・閘門等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

(6) 水道

丹羽広域事務組合水道部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保します。

(7) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めます。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、情報収集・連絡体制の整備のため、あらかじめ定められた必要な体制をとります。

(2) 後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場

合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保します。

(3) 住民等への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等に密接に関係がある事項について周知します。また、住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

第6章 原子力災害対策計画

第1節 総則

第1項 計画の目的

放射性物質災害及び原子力災害が発生した場合に備えて、住民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、住民の心理的動搖や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく住民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えることを目的とします。

第2項 災害の想定

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりです。

(1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の（2）に記載する核燃料物質等を除く）の取扱に係る災害を想定しています。

(2) 原子力災害

核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害を想定しています。

第3項 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要があります。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要です。

このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにします。ただし、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意が必要です。

(2) 運用上の介入レベル（O I L）

全面緊急事態に至った場合は、住民等への被ばくの影響を回避するため、国や原子力事業と連携して緊急モニタリングを実施し、その測定結果に従い、必要な防護措置を実施します。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じます。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避するため、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じます。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難する住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じます。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避するため、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限する必要があります。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じます。

第4項 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて検討し、本計画に反映させていきます。

第2節 災害予防

放射性物質災害の発生、核燃料物質等の運搬中の事故又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合等に備え、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図ります。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

放射性物質災害及び原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図ります。

(2) 放射性防護資機材等の整備

必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等防護資機材の整備を図ります。

(3) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めます。

(4) 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるため、あらかじめ専門医を置く原子力災害拠点病院等の把握に努めます。

(5) 災害に関する知識の習得

放射性物質災害及び原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとします。

(6) 避難所等の確保

国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努めます。

避難所については、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設の選定に努めます。また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討します。さらに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努めます。

(7) 可搬型測定機器の取扱の習熟

緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱について、その習熟に努めます。

(8) 知識の普及と啓発

放射性物質災害及び原子力災害に対する正しい理解を深めるため、以下に挙げる項目に関する知識の普及啓発を行います。

- ・放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- ・原子力災害とその特殊性に関すること
- ・県、市町村及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- ・緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第3節 災害応急対策

第1項 活動態勢

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とします。具合的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生当の感染対策を実施します。

(1) 災害対策本部の設置

町内において、放射性物質災害の発生又は核燃料物質等の運搬中の事故等が発生した場合、災害応急対策を実施するため、災害対策本部を速やかに設置し、活動態勢を確立します。

(2) 職員の派遣要請

災害応急対策を実施するに当たり、町職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請します。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生し

た場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができることとなっています。

(3) 専門的知識を有する職員の派遣要請

必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請します。

(4) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行います。

第2項 災害発生時の応急対策

(1) 情報の収集・連絡

事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行います。

(2) 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置

事業者に対し災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行います。

また、県や警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行います。

(3) 情報伝達活動

県及び警察と連携して情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行います。なお、情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国・県や事業者とも連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努めます。

(4) 消防活動

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」に基づき実施します。

(5) 医療関係活動

放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じます。

放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整します。

(6) 問い合わせに対する対応

心身の健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する相談窓口を設置し、速やかに住民からの問い合わせに対応します。

第3項 県外の原子力発電所等における異常時対策

(1) 緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会へ出席し、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、応急対策について協議します。

(2) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施します。または、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力します。

(3) 広域避難活動

国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請します。また、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させます。

(4) 放射性物質による汚染の除去

事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たします。

(5) 飲料水・食品等の摂取制限等

国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行います。

(6) 風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行います。

また、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明、情報発信に努めます。

(7) 避難者の受入れ

県が県境を越えて避難する者が発生した都道府県から協議を受けたときは、県に準じた対応を実施するように努めます。

(8) 避難者の生活支援及び情報提供

避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげます。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努めます。

(9) 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とします。

第4節 災害復旧

(1) 放射性物質による汚染の除去

事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たします。

(2) 災害地域に係る記録簿の作成

避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また避難所等においてとった措置等を記録します。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

(現在、気象庁による「東海地震に関する情報」の発表は行われていない。)

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものです。

[地震発生前は、第2章の災害予防対策に、地震発生後は、第3章の災害応急対策に定めるところにより対処します。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものです。

本町は東海地震の地震防災対策強化地域の指定外ですが、愛知県地域防災計画にあわせ、地震防災応急対策を策定します。

第2節 地震災害対策本部の設置等

第1項 地震災害対策本部等の設置及び要員参集

東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、速やかに災害対策本部を設置して地震防災応急対策を実施します。

第2項 警戒宣言発令時の情報伝達・収集及び広報

東海地震に関する情報（東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）が発表された場合には、警戒宣言及び地震に関する情報等を各関係の有機的連携のもとに、正確かつ迅速に伝達します。

東海地震に関する情報の発表基準

・東海地震予知情報（カラーレベル赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されます。

内閣総理大臣から「警戒宣言」が発表されます。

・東海地震注意情報（カラーレベル黄）

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

・東海地震に関する調査情報（臨時）（カラーレベル青）

東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に等に発表されます。

第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合は、主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保、配備を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施するために必要な資機材及び人員を配備します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施します。

第4節 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るために、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとります。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施します。

第5節 町が管理又は運営する施設に関する対策計画

警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入口する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関し、地震発生に備えた対策を速やかに実施します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施します。

第6節 他機関に対する応援要請

町が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、防災関係機関相互の応援要請及び緊急措置要請について必要な事項を定めます。

第7節 住民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとります。

また、東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、その後の情報に注意が必要です。

なお、東海地震の観測データに異常が現れているものの、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等には、「東海地震との関連を調査中」と明記して発表されます。なお、本情報が発表された後、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、その旨の情報が発表されます。